業界のタイムリーな情報をお手元に

ビルメン FUKUOKA



2026 11
Issue ●395



2025 年度（第 31 回）都市ビル環境の日
第 18 回「子ども絵画コンクール」優秀賞作品
『福岡タワーをきれいにするぞ』石塚 一樹さん（香椎下原小学校 4 年）

編集・発行／公益社団法人 福岡県ビルメンテナンス協会
〒812-0011　福岡市博多区博多駅前 1 丁目 15 番 12 号　TEL.（092）481-0431　FAX.（092）481-0432　http://www.fukuoka-bma.jp



特集

2026（第32回）都市ビル環境の日

クリーンアップ福岡／シンポジウム／第19回子ども絵画コンクール

2026（第 32 回）都市ビル環境の日＜行事報告＞



〈テーマ〉
「NEXT50 ！人とロボットが共に働く未来を考える」

都市ビル環境の日部会長（兼総務副委員長）　吉次正利



▲会場風景

▲挨拶する藤会長

今年のシンポジウムは、テーマを**「NEXT50！人とロボットが共に働く未来を考える」**と題して、福岡市中央区天神にあるワン・フクオカ・ビルディングの貸会議室で 10 月2日（金）に開催致しました。

式典は主催者側である当協会 藤会長の挨拶で幕を開け、ご来賓としてお越しいただきました福岡県保健医療介護部生活衛生課 課長技術補佐の荒牧明世様より服部県知事のご祝辞を賜りました。

続けて「第19回子ども絵画コンクール表彰式」が行われました。今年は44校から応募総数148の作品が集まり、入賞作品の最優秀賞3作品と優秀賞10作品を披露させていただきました。



▲子ども絵画コンクール表彰式

Symposium

シンポジウムは、株式会社安川電機理事技術開発本部 副本部長の松浦英典様、九州大学工学研究院機械工学部門教授の山本元司様をお迎えし、AI・ロボット技術の進化と、人とロボットが共に働く未来について考える貴重な機会となりました。

松浦様からは、**「ロボット自動化領域拡大の取り組み～ AI 適用で広がる自動化ソリューション～」**と題して



▲福岡県保健医療介護部
生活衛生課 課長技術補佐
荒牧明世様



▲(株)安川電機理事
技術開発本部副本部長
松浦英典様



▲九州大学工学研究院
機械工学部門教授
山本元司様

基調講演を行っていただき、AI による認識・判断とロボットの動作を融合させた「AI ロボティクス」について、具体的な実用事例を交えてご紹介いただきました。ロボットは、決められた動作を繰り返すだけでなく、状況に応じて自ら判断する方向へと進化しており、人手不足の解消や生産性向上への期待が高まります。



▲パネルディスカッション風景

Panel Discussion

続くパネルディスカッションでは、私がコーディネーターを務め、松浦様と山本様をパネリストとして、テーマを「**人は何を担い、AI・ロボットには何を任せるのか**」と題しディスカッションを行いました。

山本様からは、ヒューマノイドロボットの可能性と技術的な限界についてお話をいただき、人間が持つ繊細な感覚や臨機応変な対応力は、現在のロボットでは十分に再現できず、人間ならではの能力の重要性を改めて認識しました。



▲会場周辺

私たちビルメンテナンス業界においても、清掃や搬送などの自動化を進める一方、品質管理や利用者への細やかな配慮など、人間の経験と判断力が求められる仕事は、今後も欠かせません。大切なのは、ロボットの導入そのものではなく、働く人の負担を軽減し、より安全で快適な建物環境を実現することです。

「人に代わるロボット」から「人を支えるロボット」へ。これからは、人が培ってきた技術と経験に AI・ロボットの力を加え、互いの強みを生かす時代です。今回のシンポジウムを契機に、技術革新を積極的に取り入れながら、人を大切にする、持続可能で魅力あるビルメンテナンス業界の実現を目指していきたいと思います。

クリーンアップ福岡 各地区活動報告

福岡 地区 活動報告



毎年恒例の「クリーンアップ福岡」を、10 月 2 日(金)にさわやかな秋晴れのもと実施いたしました。福岡地区では正会員 50 社 161 名、賛助会員 17 社 46 名、外部より博多高等学園の生徒・教職員8名、一般企業の方15社 100 名の総勢 315 名によって川端中央商店街・上川端商店街及び博多川両岸の遊歩道の清掃活動を行いました。

当日は当協会の藤会長と上川端商店街振興組合の正木理事長のご挨拶を賜り、その後、記念写真を撮り、各班の清掃担当エリアへと笑顔とともに出発しました。今回も川端商店街周辺の一般企業にも、「クリーンアップ福岡」の参加の呼びかけをポスティングチラシにて行いました。その結果、嬉しいことに 15 社から 100 名のご参加をいただきました!また、今年はヒューマノイドロボットも参加し、地域の皆さんや観光客の方々に「都市ビル環境の日」を広くアピールすることができました。





今回の「クリーンアップ福岡」の活動は西日本新聞の朝刊(10/3 付朝刊)や読売新聞(10/3 付朝刊)にも記事として取り上げていただきました。正会員・賛助会員他ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。また、「クリーンアップ福岡」のポスティングチラシを見てご参加いただいた企業様には、この場をお借りして深く感謝申し上げます。



街きれいに ロボットPR

県ビルメンテ協会「都市ビル環境の日」前に

10月4日の「都市ビル環境の日」を前に、ビルの清掃・維持管理などに携わる企業でつくる県ビルメンテナンス協会が2日、福岡市などで清掃活動と講演会を行った。今年のテーマは「人とロボット」で、同市博多区の川端通商店街での清掃活動では二足歩行ロボットが加わり協会の活動をPRした。

街づくりに貢献し、ビルメンテナンス業への理解を深めてもらおうと、同協会が毎年実施している。業界では、AI(人工知能)などの技術進化で清掃ロボットの高度化や人型のヒューマノイドロボット開発が進み、福岡市でも一部導入したビルがあるという。

清掃活動は県内9か所で実施。福岡市では会員ら約320人が同商店街や川沿いでゴミ拾いや、路上のガムの除去などに取り組んだほか、二足歩行の人型ロボットなどが歩いたり、手を振ったりして活動をPRした。また、講演会ではロボット工学の専門家らが講演と討論会を行った。

同協会の藤甲子郎会長は「業界では、人手不足の一方、ロボット導入が進むことで、仕事を奪われるかもしれないとの懸念もある。人とロボットの役割と共存できる未来について、考える一つのきっかけにしたい」と話していた。

川端通商店街で清掃活動などをPRした2体のロボット

◀読売新聞10月3日付(朝刊)の記事



■日時　2026（令和8）年10月2日（金）9：30～11：00
■会場　福岡県内主要都市中心部及び会員受託物件の周辺
■行事　公共施設の清掃及びゴミ収集

Report Clean-up FUKUOKA





北九州 地区 活動報告

クリエ(株)
山川　博文



今年のクリーンアップの北九州地区は暑いくらいの晴天の中、10 月 2 日(金)に行いました。

会場は勝山橋、鷗外橋、太陽の橋とその周辺で、ゴミ拾いやガム取りを行いました。出発式には北九州市環境局より、木下環境局局長をはじめ職員の方々や、北九州市議会議員の方々にも出席いただきました。

24 社 57 名の参加で北九州市の景観の美化に努めるべく時間の許す限り清掃いたしました。この清掃箇所は毎回同じではありますが、時期的なものもあってイベントを毎週のように行っている場所なのできれいなまま維持していきたいと思います。暑い中、また業務多忙の中参加していただきました会員企業の皆様誠にありがとうございました。





筑豊 地区 活動報告

(株)三信ビル管理
大塚　晃二

2026年都市ビル環境の日 「クリーンアップ福岡」筑豊地区は、「飯塚4社12名・桂川地区 1 社6名」の皆様にご参加、ご協力をいただき、清掃活動及びゴミの収集を行いました。



飯塚


飯塚

今年も天候は良好で晴天となり、汗ばむ気温となりましたが、緑道の木陰に入れば涼しくなり、気持ちよく活動することができました。

桂川地区は、事務所周辺の公道から西鉄桂川町役場バス停周辺までの空き缶拾いとゴミ回収などの清掃活動、飯塚地区は例年同様、街の繁華街・歓楽街を縦断する飯塚市緑道公園全域（約660m）から飯塚バスセンターまで、空き缶・空き瓶と粗ゴミ拾いを行いました。

今年も、緑道公園・歓楽街においては、煙草の吸い殻が多くポイ捨てされている様子が見受けられましたが、年々ゴミの量は減ってきているように思います。また、バスセンター周辺でも昨年同様、煙草の吸殻、ガムのポイ捨て等ほとんど見受けられず、市民の皆様のマナーと意識改善が引き続き守られていると感じられた清掃活動でした。参加者の皆様には、本年も大変お忙しい中、ご参加ご協力いただきありがとうございました。お疲れ様でした。

筑後 地区 活動報告

新生ビルメンテナンス(株)
園田　繁博



久留米

2026 年 10 月 2 日　都市ビル環境の日「クリーンアップ福岡」筑後地区は 4 地区で清掃活動を実施しました。

参加人数及び活動場所は「久留米地区 25 名、久留米市役所前両替町公園・大川地区 5 名、大川市文化センター前・大牟田地区 5 名、諏訪公園･朝倉地区 10 名､甘木駅」 計 45 名。



大牟田


大川

当日は風が少し強かったですが天候に恵まれ、多くの方にご協力いただき、事故なく活動を行うことができました。たばこの吸い殻、ごみの量は毎年減少傾向にあるように感じます。少しの時間を使って清掃を行うことにより、街の景観はより美しく、住みやすい場所になります。これからも清潔で快適な都市づくりを目指し、環境保全活動に力を入れてまいります。



朝倉

クリーンアップ活動を通じて都市ビル環境の日が広く認識され、ビルメンテナンス業界への信頼が深まることを願います。ご協力いただいた皆様、感謝申し上げます。



第19回 子ども絵画コンクール

作品テーマ　未来のおそうじ

最優秀賞	3作品	計 33 作品
優秀賞	10作品	
佳作	20作品	

今年で19回目となる「子ども絵画コンクール」を福岡県内の小学校を対象に募集したところ、44校から148点の作品が集まりました。作品のテーマは「未来のおそうじ」です。おそうじを題材に環境や資源のことを考え、柔軟な発想でロボットを活用した夢のある将来図など全員が一生懸命に描いてくれました。応募された作品は環境や資源のことについての題材が多く、自然や地球を大切にしなければならない思いが作品に良く表れていました。

そうした作品の中から、北九州市立西小倉小学校2年の永田康介さん、北九州市立小倉中央小学校4年のチャン フォク ズイ バオさん、大野城市立大野南小学校6年の吉武咲貴さんの3作品を最優秀賞に選定した他、優秀賞10作品、佳作20作品を選定しました。最優秀賞の永田さんと吉武さんの2名は10月2日に開催したシンポジウムの会場に来ていただき、藤会長から賞状と副賞が授与されました。また、会場に来られなかったチャン フォク ズイ バオさんには吉次理事（都市ビル環境の日部会長）が学校を訪問し、直接本人に賞状と副賞が授与されました。

なお、入賞した33点の作品は、例年通り県内の3会場で作品展示を行い、多くの方に子どもたちの素晴らしい作品を見ていただくことができました。

2026年度 最優秀賞3作品



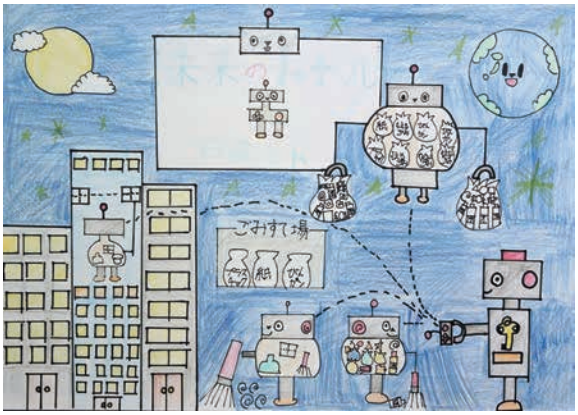
「ビルが自分でお掃除する街」
永田　康介さん（西小倉小学校2年）



「みらいのおそうじ」チャン フォク ズイ バオさん（小倉中央小学校4年）



「未来のおそうじロボット」吉武　咲貴さん（大野南小学校6年）



入賞作品展示会場

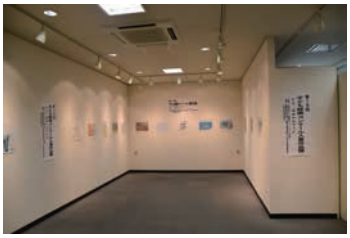
■福岡会場
福岡市総合図書館1階



■北九州会場
北九州市水環境館（昨年の様子）



■久留米会場
久留米市一番街多目的ギャラリー







2026年10月1日から短時間労働者に係る賃金要件の撤廃と

最低賃金の減額特例の対象者に関する制度が始まりました！

ー対象となる従業員を雇用している事業主の皆さま、対象者の方に周知をお願いしますー

社会保険の短時間労働者に係る「賃金要件」が撤廃されています

短時間労働者が社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入するには、以下の①～④の要件を満たす必要がありますが、①の賃金要件については2026 年10 月1 日から撤廃されています。

短時間労働者の社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入要件	2026年10月1日以降
①【賃金要件】　所定内賃金が月額8.8 万円以上であること	→ 撤廃
②【労働時間要件】週の所定労働時間が20 時間以上であること ③【企業規模要件】勤め先が従業員数51 人以上の企業であること（※1） ④学生ではないこと	→ 要件を満たす短時間労働者は社会保険加入対象

※1　2027 年10 月以降、対象事業所の範囲が段階的に拡大します。
　　なお、従業員数が50 人以下の事業所でも労使合意に基づく申出により、短時間労働者も加入することができます。

特定減額特例対象者に関する制度が始まっています

■ 特定減額特例対象者は引き続き社会保険の加入対象外

2026 年10 月1 日以降、上記②～④の要件を満たすと短時間労働者として社会保険の加入対象となりますが、以下のA･B の両方に該当する方（特定減額特例対象者）は、原則として加入対象となりません。

A 所定内賃金が月額8.8万円未満　＋　**B** 最低賃金減額の特例許可を受けている者（※2）　➡　**減速として社会保険の加入対象となりません。**

※2　最低賃金減額の特例許可とは

最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあることから、右記の1~5 のいずれかに該当する労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。（最低賃金法第7 条）

1. 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
2. 試の使用期間中の方
3. 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
4. 軽易な業務に従事する方
5. 断続的労働に従事する方

■ 特定減額特例対象者は申出により社会保険に加入できます

特定減額特例対象者は原則として社会保険の加入対象ではありませんが、老後の保障や万が一の場合に備えるために、申出をすることにより社会保険に加入できます。

保険料は労使折半です

特定減額特例対象者が申出により社会保険に加入した場合の保険料は、他の被保険者と同様に労使折半となります。資格取得日や手続きなどについては右頁をご覧ください。

適用拡大の詳細や社会保険加入のメリットについては、社会保険の適用拡大特設サイトをご覧ください。



適用拡大特設サイト
https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html

特定減額特例対象者に係る手続きのご案内

■ 申出により加入するには、どのような手続きが必要ですか？

2026 年10 月1 日以降、特定減額特例対象者が社会保険に加入する場合、従業員が事業主を経由して日本年金機構に申し出る必要があります。以下の手続きを行ってください。

❶従業員は事業主に申出書を提出

対象となる従業員は、社会保険の加入を希望する場合、事業主に申出書を提出してください。

申出書には、氏名･生年月日・住所等を記載してください。
日本年金機構のウェブサイトに申出書の様式を掲載していますのでご利用ください。

❷事業主は「被保険者資格取得届」および申出書を日本年金機構に提出

対象となる従業員から社会保険加入の申出を受けた事業主は、「被保険者資格取得届」を作成し、速やかに提出してください。。

提出物	**･健康保険･厚生年金保険被保険者資格取得届** ※必要事項を記載し、備考欄の「特定減額特例対象者の任意取得」を選択してください。 取得年月日欄は記入不要です。 **･従業員による社会保険加入の申出書**
提出方法･ 提出先	**･事務センターへ郵送または管轄の年金事務所へ郵送／窓口持参** **･電子申請も可能** ※健康保険組合に加入している場合は、同時に組合へもご提出ください。

日本年金機構で申出書を受理した日に被保険者資格を取得します。
申出の処理後、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」を事業主に送付します。
事業主は決定通知書を確認し、申出をした従業員に通知してください。

■ 加入した後、任意で被保険者資格を喪失できますか？

- 特定減額特例対象者として社会保険に加入した被保険者は、事業主を経由して日本年金機構に申出をすることにより、被保険者資格を喪失することができます。氏名･生年月日・住所等を記載した申出書を事業主に提出してください。
- 事業主は、「被保険者資格喪失届」（喪失原因欄の「特定減額特例対象者の任意喪失」を選択し、喪失年月日欄は記入不要。）を作成し、従業員から提出された申出書とあわせて日本年金機構に提出してください。
- この場合、日本年金機構が申出書を受理した日の翌日に被保険者資格を喪失します。

■ 事業主の同意は必要ですか？

- 対象者の申出により任意で社会保険に加入または資格喪失する場合、事業主の同意は不要です。
- 対象者となる従業員から申出がありましたら、届出を遅延させることがないよう、速やかに手続きをお願いします。

手続きの詳細や届書様式は
日本年金機構ウェブサイトへ

短時間労働者に対する健康保険・
厚生年金保険の適用拡大
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tekiyokakudai.html

手続きのご不明点は
ねんきん加入者ダイヤルへ

事業所、厚生年金加入者
0570-007-123
【受付時間】
平日：8:30～19:00
第2土曜日：9:30～16:00
※土曜日（第2土曜日を除く）、日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)除く

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
日本年金機構 Japan Pension Service

（公社）福岡県ビルメンテナンス協会青年部

新部長ご挨拶



「部員増強」を最重要目標に、活気と誇りに満ちた青年部をめざします

福岡BM青年部　第19代青年部部長
永田　貴司（株式会社 朝日ビルメンテナンス）

この度、青年部部長を拝命いたしました株式会社朝日ビルメンテナンスの永田貴司です。

歴史と伝統ある青年部の部長という重責を担うこととなり、大変身の引き締まる思いです。皆様のご協力をいただきながら、青年部のさらなる発展に向けて全力で取り組んでまいります。

現在、青年部は部員数の減少という大きな課題があります。しかし、私はこの状況を単なる課題として終わらせるのではなく、青年部が新たな飛躍を遂げるための転機にしたいと考えています。今期は「**部員増強**」を最重要目標として掲げ、青年部活動の魅力を積極的に発信し、一人でも多くの仲間を迎え入れるために行動してまいります。部員の減少を仕方がないと受け入れるのではなく、私たち自身が青年部の価値を高め、自信を持って仲間を増やしていく。その強い意志を持って活動していきます。

また、部員同士が交流を深め、学び合い、参加してよかったと思える魅力ある活動づくりにも力を注ぎます。一人ひとりの力を結集し、活気と誇りに満ちた青年部を築いていきたいと考えております。

青年部の未来は、私たち一人ひとりの行動にかかっています。現状維持ではなく、挑戦と成長を続ける青年部を目指し、先頭に立って努力してまいりますので、皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

青年部部員募集中!!

（公社）福岡県ビルメンテナンス協会青年部では、随時新入部員を募集しております。部員の資格は、協会員企業に在籍している 45 歳以下の方で、男女は問いません。

青年部では、各部員間の交流はもちろんのこと、日々進化するビルメンテナンス業界における情報収集、セミナーや勉強会での自己啓発など積極的な活動を行っています。また、九州地区、西日本地区、全国における各都道府県協会青年部との交流会への参加もあります。

業界の変革が求められている今、斯業の未来を創る担い手は若い世代の皆様方です。互いに切磋琢磨し、業界の明日を一緒に切り拓いていきましょう。



生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。







センターラインや車両通行帯が設けられている一般道路、自動車専用道路などの自動車の法定速度は、引き続き 60km/h です。
また、道路標識等による指定がある場合は、その速度に従ってください。

問い合わせ先

■警察庁 HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html

■全国都道府県警察 HP

▼各都道府県警察本部リンクはこちら

https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html

令和8年熊本地震の被災地へ救援物資を送りました

（公社）福岡県ビルメンテナンス協会から（一社）熊本県ビルメンテナンス協会を通じて、熊本県の被災地へ救援物資（ペットボトル水200ケース）を送りました。会員の皆様方の温かいご支援ありがとうございました。

青年部新入会員紹介



株式会社 周防灘ビルサービス
前田　優太
■所在地
福岡県行橋市南大橋2-3-8
TEL 0930-22-7988
FAX 0930-22-7983
入会年月　令和8年10月



株式会社 ミカサ
秋月　祐二
■所在地
福岡市博多区博多駅東1-16-14
TEL 092-431-3829
FAX 092-481-7310
入会年月　令和8年10月

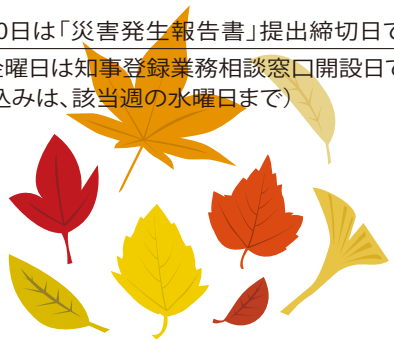
賛助会員に関する各種変更のお知らせ

ミッケル化学株式会社
■変更事項 代表者
■変 更 日 令和８年10月１日
【新】代表取締役社長　加藤　貴志
【旧】代表取締役社長　橋本　茂

11月 行事予定

13	金	空調給排水管理従事者研修指導者講習会（新規・再講習） 於：福岡県自治会館
19	木	令和8年度経営雇用対策セミナー 於：博多バスターミナル９階第6・7ホール
24	火	清掃作業従事者研修指導者講習会（新規・再講習） 於：福岡県自治会館
26	木	14:00～ 第191回理事会　於：県協会会議室

お忘れなく
毎月10日は「災害発生報告書」提出締切日です。
毎週金曜日は知事登録業務相談窓口開設日です。
（申し込みは、該当週の水曜日まで）



令和8年度
安全標語優秀作品
最優秀賞

小さなヒヤリは　危険予知
リスク摘みとり　ゼロ災害

新生ビルメンテナンス（株）
中村　美保

＜令和８年度 8月分＞ 労働災害発生状況

労働福祉委員会調査
※（　）内は前年同月の状況

安全第一



■事故の型別

区分	墜落転落	転倒	激突	飛来落下	倒壊	激突され	挟まれ巻き込まれ	合計
人	4(5)	11(8)	1(2)	(1)			1(1)	
区分	切れこすれ	有害物質	感電	交通事故	動作の反動等	針刺し	その他	31(26)
人	(2)			1(1)	1(1)		12(5)	

■年齢階級別死傷者数

区分	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	合計
人		4(1)	3(1)	1(4)	6(3)	5(6)	12(11)	31(26)

■休業日数

区分	休業なし	3日以内	4日以上	15日以上	31日以上	91日以上	死亡	合計
人	14(9)	6(2)	4(3)	1(5)	5(6)	1(1)		31(26)